

議案第20号

つくば市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和5年2月14日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

つくば市子ども・子育て会議条例（平成25年つくば市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

第2条中「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（提案理由）

子ども・子育て支援法の改正に伴い、当該改正箇所を引用している条文があるため、この条例案を提出するものである。

つくば市子ども・子育て会議条例（平成25年つくば市条例第36号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>（設置）</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第72条第1項</u>の規定に基づき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関として次条の事務を処理するため、つくば市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第2条 子ども・子育て会議は、市長の諮問に応じ、<u>法第72条第1項各号</u>に掲げる事務について調査審議し、答申する。</p> <p>第3条 （以下略）</p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第77条第1項</u>の規定に基づき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関として次条の事務を処理するため、つくば市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第2条 子ども・子育て会議は、市長の諮問に応じ、<u>法第77条第1項各号</u>に掲げる事務について調査審議し、答申する。</p> <p>第3条 （以下略）</p>